

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における選挙公報等の配布委託

2 履行（納品）場所

鶴見区内一部地域

3 契約日

令和8年1月24日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和8年2月13日（金）まで
（ただし、配布期限は令和8年2月6日（金）まで）

5 契約金額

4,940,320円（概算契約）

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県川崎市麻生区王禅寺西3-21-1
株式会社 ころろざし
代表取締役 香西 肇

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年1月23日（金）に衆議院が解散されたことに伴い、第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日（日）に執行されました。

選挙公報は公職選挙法第170条第1項において、また、審査公報は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条において、選挙期日の2日前までに全世帯に配布することが義務付けられており、配布漏れが発生した場合には選挙無効の原因となる恐れもあります。

原稿が確定し印刷された選挙公報は、鶴見区においては2月1日（日）に配布事業者へ納品されましたが、2月6日（金）までに全世帯に配布を終えなければなりません。納品から期限内に迅速に配布するためには、事前に大勢の配布従事者を募集・選定するほか、配布開始前の綿密な打合せや配布計画策定が必須であり、配布開始前に少なくとも

も2週間程度の準備期間が必要です。

これにより、選挙執行が確定してから指名競争入札を実施することは時間の制約上困難なことから、単独随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿において、種目「その他の委託等」及び細目「ポスティング」に登録されている業者のうち登録種目の順位が第1位として登録がある業者でほかに受注可能な業者がなく、また、令和7年参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における受託事業者であり、契約した業者の実績をふまえ、当区における短期間での公報の配布においても、業務を遂行出来る業者であると認められるため、単独随意契約業者に選定しました。

9 所管課

鶴見区総務課